

6 東彼杵町条例第 6 号

東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 6 年 3 月 8 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2の7第1項の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低責任負担額)</p> <p>第2条 法第243条の2の7第1項に規定する条例で定める額(以下「最低責任負担額」という。)は、町から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の1会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2___第1項の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低責任負担額)</p> <p>第2条 法第243条の2___第1項に規定する条例で定める額(以下「最低責任負担額」という。)は、町から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の1会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条___第1項第1号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(東彼杵町監査委員に関する条例の一部改正)

第2条 東彼杵町監査委員に関する条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求による監査の着手)</p> <p>第2条 法第75条第1項、及び第242条第1項の規定による監査の請求を受理したとき、又は第98条第2項、第199条第6項、同条第7項及び第243条の2の<u>8</u>第3項の規定による監査の請求若しくは、要求があったときは、受理した日又は請求若しくは要求のあった日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(請求又は要求による監査の着手)</p> <p>第2条 法第75条第1項、及び第242条第1項の規定による監査の請求を受理したとき、又は第98条第2項、第199条第6項、同条第7項及び第243条の2___第3項の規定による監査の請求若しくは、要求があったときは、受理した日又は請求若しくは要求のあった日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。